

「中華人民共和国著作権法」 新旧対照表

(太字は変更・追加された内容を表し、取り消し線は削除された内容を表す)

現行著作権法	改正著作権法
目次	目次
第一章 総則	第一章 総則
第二章 著作権	第二章 著作権
第一節 著作権者及びその権利	第一節 著作権者及びその権利
第二節 著作権の帰属	第二節 著作権の帰属
第三節 権利の保護期間	第三節 権利の保護期間
第四節 権利の制限	第四節 権利の制限
第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約	第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約
第四章 出版、実演、録音録画、放送	第四章 著作隣接権
第一節 図書及び新聞・刊行物の出版	第一節 図書、刊行物の出版
第二節 実演	第二節 実演
第三節 録音録画	第三節 録音録画
第四節 ラジオ局・テレビ局の放送	第四節 ラジオ局・テレビ局の放送
第五章 法律責任及び執行措置	第五章 著作権及び著作隣接権の保護
第六章 附則	第六章 附則
第一章 総則	第一章 総則
第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権並びに著作権に隣接する権利・利益を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な著作物の創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき本法を制定する。	第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権並びに著作権に隣接する権利・利益を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な著作物の創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき本法を制定する。
第二条 中国公民、法人又は その他の 組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。 外国人、無国籍人の著作物とその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。 外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。 中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に	第二条 中国公民、法人又は 非法人 組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法により著作権を享有する。 外国人、無国籍人の著作物とその著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議によって、又は共に加盟している国際条約によって享有される著作権は、本法の保護を享受する。 外国人、無国籍人の著作物であり中国国内で最初に出版されたものは、本法により著作権を享有する。

<p>非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の加盟国において最初に出版されたとき、又は加盟国と非加盟国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。</p>	<p>中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の加盟国において最初に出版されたとき、又は加盟国と非加盟国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。</p>
<p>第三条 本法にいう著作物には、次の各号に掲げる形式で創作される文学、美術及び自然科学、社会科学、産業技術等の著作物が含まれる。</p> <p>(一) 文字による著作物</p> <p>(二) 口述による著作物</p> <p>(三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物</p> <p>(四) 美術、建築による著作物</p> <p>(五) 撮影による著作物</p> <p>(六) 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物</p> <p>(七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物</p> <p>(八) コンピュータソフトウェア</p> <p>(九) 法律、行政法規に規定されるその他の著作物</p>	<p>第三条 本法にいう著作物とは、文学、美術及び科学分野において、独創性を有し、かつ、一定の形式で表現可能な知的成果をいい、次の各号に掲げる著作物が含まれる。</p> <p>(一) 文字による著作物</p> <p>(二) 口述による著作物</p> <p>(三) 音楽、演劇、演芸、舞踊、曲芸芸術による著作物</p> <p>(四) 美術、建築による著作物</p> <p>(五) 撮影による著作物</p> <p>(六) 視聴覚著作物</p> <p>(七) 工事・建築設計図、製品設計図、地図、見取り図等の図形による著作物及び模型著作物</p> <p>(八) コンピュータソフトウェア</p> <p>(九) 著作物の特徴に合ったその他の知的成果</p>
<p>第四条 著作権者が著作権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。国家は法により、著作物の出版、伝達に対して監督管理を行う。</p>	<p>第四条 著作権者及び著作隣接権者が権利を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。国家は法により、著作物の出版、伝達に対して管理監督を行う。</p>
<p>第五条 本法は次の各号に掲げるものに適用されない。</p> <p>(一) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文</p> <p>(二) 時事報道</p> <p>(三) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式</p>	<p>第五条 本法は次の各号に掲げるものに適用されない。</p> <p>(一) 法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文</p> <p>(二) 単純な事実情報</p> <p>(三) 暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式</p>
<p>第六条 民間文学芸術の著作物にかかる著作権の保護方法は、国務院が別途規定する。</p>	<p>第六条 民間文学芸術の著作物に係る著作権の保護方法は、国務院が別途規定する。</p>

<p>第七条 国務院の著作権行政管理部門は、全国の著作権の管理業務を主管する。各省、自治区、管轄市の人民政府における著作権行政管理部門は、本行政区域内の著作権の管理業務を主管する。</p>	<p>第七条 国家著作権主管部門は、全国の著作権の管理業務に責任を負う。県級以上の地方における著作権を主管する部門は、本行政区域内の著作権の管理業務に責任を負う。</p>
<p>第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権集団管理団体に授権して著作権又は著作隣接権を行使させることができる。著作権集団管理組織は授権された後に、自らの名義をもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。</p> <p>著作権集団管理組織は非営利組織であり、その設立形式・権利義務・著作権の許諾使用料の受領、分配及びその監督管理等については国務院が別途規定する。</p>	<p>第八条 著作権者及び著作隣接権者は、著作権集団管理組織に授権して著作権又は著作隣接権を行使させることができる。法により設立された著作権集団管理組織は非営利法人であり、授権された後に、自らの名義をもって著作権者と著作隣接権者のために権利を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁、調停活動に当事者として関与することができる。</p> <p>著作権集団管理組織は、授権に基づき使用者から使用料を徴収する。使用料の徴収基準は著作権集団管理組織と使用者代表の協議により確定し、協議が成立しない場合は、国家著作権主管部門に裁定を請求することができる。裁定の結果に不服がある場合、人民法院に訴訟を提起することができる。また、当事者は直接、人民法院に訴訟を提起することもできる。</p> <p>著作権集団管理組織は、使用料の受領と移転、管理費の取り出しと使用、使用料の未分配分等の全体状況を定期的に社会に公表し、権利者と使用者の照会に供する権利情報照会システムを構築しなければならない。国家著作権主管部門は法により著作権集団管理組織に対する管理監督を行わなければならない。</p> <p>著作権集団管理組織の設立形式・権利義務・使用料の受領、分配及びその管理監督等については国務院が別段規定する。</p>
<p>第二章 著作権</p>	<p>第二章 著作権</p>
<p>第一節 著作権者及びその権利</p>	<p>第一節 著作権者及びその権利</p>
<p>第九条 著作権者には、次の各号に掲げる者が含まれる。</p> <p>(一) 著作作者</p> <p>(二) その他、本法により著作権を享有する公民、法人又はその他の組織</p>	<p>第九条 著作権者には、次の各号に掲げる者が含まれる。</p> <p>(一) 著作作者</p> <p>(二) その他、本法により著作権を享有する自然人、法人又は非法人組織</p>

<p>第十条 著作権には、次の各号に掲げる人格権と財産権が含まれる。</p> <p>(一) 公表権、即ち著作物を公表するか否かを決定する権利</p> <p>(二) 氏名表示権、即ち著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利</p> <p>(三) 改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授権して著作物を改変させる権利</p> <p>(四) 同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利</p> <p>(五) 複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ等の方法によって著作物を一部又は複数部製作する権利</p> <p>(六) 発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利</p> <p>(七) 貸与権、即ち有償で他人が映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物及びコンピュータソフトウェアを一時的に使用することを許諾する権利。但し、貸出を主目的としないコンピュータソフトウェアを除く。</p> <p>(八) 展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利</p> <p>(九) 実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利</p> <p>(十) 放映権、即ち放映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、映画及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物等を公開し再現する権利</p> <p>(十一) 放送権、即ち無線方式によって著作物を公開中継又は伝達し、又は有線方式による伝達又は中継方法で公衆に対して著作物を伝達又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利</p> <p>(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に著作物を提供し、公衆が</p>	<p>第十条 著作権には、次の各号に掲げる人格権と財産権が含まれる。</p> <p>(一) 公表権、即ち著作物を公表するか否かを決定する権利</p> <p>(二) 氏名表示権、即ち著作者の身分を表明し、著作物上に氏名を表示する権利</p> <p>(三) 改変権、即ち著作物を改変する、又は他人に授権して著作物を改変させる権利</p> <p>(四) 同一性保持権、即ち著作物が歪曲、改纂されないよう保護する権利</p> <p>(五) 複製権、即ち印刷・コピー・拓本・録音・録画・ダビング・デュープ、デジタル化等の方法によって著作物を一部又は複数部製作する権利</p> <p>(六) 発行権、即ち販売又は贈与の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利</p> <p>(七) 貸与権、即ち有償で他人が視聴覚著作物及びコンピュータソフトウェアの原本又は複製物を一時的に使用することを許諾する権利。但し、コンピュータソフトウェア自体が貸与の主な対象ではないものを除く。</p> <p>(八) 展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利</p> <p>(九) 実演権、即ち著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利</p> <p>(十) 上映権、即ち上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術、撮影、視聴覚著作物等を公開し再現する権利</p> <p>(十一) 放送権、即ち有線方式又は無線方式によって著作物を公開伝達又は中継し、及び拡声器又はその他の信号・音声・画像を伝送する類似工具を通して公衆に著作物を伝達・放送する権利。但し、本項(十二)に規定される権利を除く。</p> <p>(十二) 情報ネットワーク伝達権、即ち有線又は無線方式により公衆に提供し、公衆が選定した時間、場所で著作物を入手できるようにする権利</p>
--	--

<p>自ら選定した時間、場所で著作物を入手させるようにする権利</p> <p>(十三) 撮影製作権、即ち映画の撮影製作又は映画の撮影製作に類する方法により、著作物を媒体上に固定させる権利</p> <p>(十四) 翻案権、即ち著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利</p> <p>(十五) 翻訳権、即ち著作権をある言語から別の言語に変換する権利</p> <p>(十六) 編集権、即ち著作物又は著作物の一部を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利</p> <p>(十七) 著作権者が享有すべきその他の権利</p> <p>著作権者は、前項第(五)号乃至第(十七)号に規定する権利の行使を他人に許諾することができ、かつ、契約又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p> <p>著作権者は、本条第一項第(五)号乃至第(十七)号に規定する権利の全部又は一部を譲渡でき、かつ、取り決め又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p>	<p>(十三) 撮影製作権、即ち視聴覚著作物の撮影製作方法により、著作物を媒体上に固定させる権利</p> <p>(十四) 翻案権、即ち著作物を改変し、独創性を有する新たな著作物を作り出す権利</p> <p>(十五) 翻訳権、即ち著作物をある言語から別の言語に変換する権利</p> <p>(十六) 編集権、即ち著作物又は著作物の一部を選択又は編成し、新たな著作物として編集する権利</p> <p>(十七) 著作権者が享有すべきその他の権利</p> <p>著作権者は、前項第五号乃至第十七号に規定する権利の行使を他人に許諾し、かつ、取り決め又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p> <p>著作権者は、本条第一項第五号乃至第十七号に規定する権利の全部又は一部を譲渡し、かつ、取り決め又は本法の関連規定により報酬を得ることができる。</p>
<p>第二節 著作権の帰属</p>	<p>第二節 著作権の帰属</p>
<p>第十一条 著作権は著作者に帰属する。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>著作物を創作した公民を著作者とする。</p> <p>法人又はその他の組織が主管し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、かつ、法人又はその他の組織が責任を負担する著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす。</p> <p>反証がない限り、著作物上に氏名を表示した公民、法人、その他の組織は著作者とする。</p>	<p>第十一条 著作権は著作者に帰属する。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>著作物を創作した自然人を著作者とする。</p> <p>法人又は非法人組織が主管し、法人又は非法人組織の意思を代表して創作し、かつ、法人又は非法人組織が責任を負担する著作物については、法人又は非法人組織を著作者とみなす。</p>
	<p>第十二条 著作物に署名した自然人、法人又は非法人組織を著作者とし、かつ、当該著作物に相応の権利が存在する。但し、反証がある場合は、この限りではない。</p>

	<p>著作者等の著作権者は国家著作権主管部門が認定した登録機関に著作物を登録することができる。</p> <p>著作隣接権については、前の二項の規定を援用する。</p>
<p>第十二条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。但し、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十三条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた著作物の著作権は、その翻案、翻訳、注釈、整理をした者が享有する。但し、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p>
<p>第十三条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。</p> <p>分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享有できる。但し、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十四条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。</p> <p>共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者が協議をして合意の上で行使される。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いずれの当事者も他の当事者が譲渡、他人に対する専用利用の許諾、質権設定以外の権利を行使することを妨げてはならない。但し、その収益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。</p> <p>分割して使用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独で著作権を享有できる。但し、著作権を行使するときは、共同著作物全体の著作権を侵害してはならない。</p>
<p>第十四条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は著作物として構成されていないデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して独創性を体現している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。但し、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p>	<p>第十五条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は著作物として構成されていないデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して独創性を体現している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。但し、著作権を行使するときは、原著作物の著作権を侵害してはならない。</p>
	<p>第十六条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集することにより生じた著作物を使用して出版・実演、録音録画製品の作成を行う場合、当該著作物の著作権者及び原著作物の著作権者</p>

	<p>の許諾を得た上で、報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第十五条 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物の著作権は、プロデューサーが享有する。但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて製作者と締結した契約によって報酬請求権を享有する。</p> <p>映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物における脚本、音楽等単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を有する。</p>	<p>第十七条 視聴覚著作物における映画著作物、テレビドラマ著作物の著作権は、製作者が享有する。但し、脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者は氏名表示権を享有し、併せて製作者と締結した契約によって報酬を受ける権利を享有する。</p> <p>前項に規定されたもの以外の視聴覚著作物の帰属は当事者が取り決める。取り決めがない、取り決めが不明確な場合は、製作者が享有する。但し、著作者は、氏名表示権と報酬受領権を有する。</p> <p>視聴覚著作物における脚本、音楽等単独で使用できる著作物の著作者は、その著作権を単独で行使する権利を享有する。</p>
<p>第十六条 公民が法人或いはその他の組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作であり、本法第二項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。但し、法人或いはその他の組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を有する。著作物が完成してから2年以内は、事業者の同意を得ずに、著作者は第三者に事業者が使用させることと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。</p> <p>次の各号に掲げる形態のいずれかの職務著作物について、著作者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人或いはその他の組織が享有する。法人或いはその他の組織は著作者に奨励を与えることができる。</p> <p>(一) 主として法人又はその他の組織が物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ、法人又はその他の組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物</p> <p>(二) 法人又はその他の組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定した、又は契約で定められた職務著作物</p>	<p>第十八条 自然人が法人又は非法人組織にかかる業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作物であり、本条第二項の規定を除き、その著作権は著作者が享有する。但し、法人又は非法人組織はその業務の範囲内で優先的に使用できる権利を享有する。著作物が完成してから2年以内は、事業者の同意を得ずに、著作者は第三者に事業者が使用することと同様の方法で当該著作物を使用することを許諾してはならない。</p> <p>次の各号に掲げる形態のいずれかの職務著作物について、著作者は氏名表示権を享有する。著作権にかかるその他の権利は、法人又は非法人組織が享有する。法人又は非法人組織は著作者に奨励を与えることができる。</p> <p>(一) 主として法人又は非法人組織の物質上の技術的条件を利用して創作し、かつ、法人又は非法人組織が責任を負う建築・工事設計図、製品設計図、地図、見取り図、コンピュータソフトウェア等の職務著作物</p> <p>(二) 新聞社、雑誌社、通信社、ラジオ局、テレビ局のスタッフが創作した職務著作物</p>

	<p>(三) 法人又は非法人組織が著作権を享有することを、法律・行政法規が規定した、又は契約で取り決めた職務著作物。</p>
<p>第十七条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により取り決めることとする。契約に明確な取り決めがない、又は契約を締結していない場合は、著作権は受託者に帰属する。</p>	<p>第十九条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者及び受託者が契約により取り決めることとする。契約に明確な取り決めがない、又は契約を締結していない場合、著作権は受託者に帰属する。</p>
<p>第十八条 美術等の著作物の原本にかかる所有権の移転は、著作権の移転とはみなされない。但し、美術著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。</p>	<p>第二十条 著作物の原本にかかる所有権の移転は、著作権の帰属を変更しない。但し、美術及び撮影の著作物の原本にかかる展示権は、原本の所有者が享有する。</p> <p>著作者が、公表していない美術及び撮影の著作物の原本の所有権を他人に譲渡し、譲受人が当該原本を展示することは、著作者の公表権の侵害を構成しない。</p>
<p>第十九条 著作権が公民に帰属する場合、当該公民が死亡した後、本法第十条第一項第(五)号乃至第(十七)号に定める権利については、本法に定める保護期間内に相続法の規定により移転する。</p> <p>著作権が法人又はその他の組織に帰属する場合、当該法人又はその他の組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第(五)号乃至第(十七)号に定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が存在しない場合には、国が享有する。</p>	<p>第二十一条 著作権が自然人に帰属する場合、当該自然人が死亡した後、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利については、本法に定める保護期間内に法により移転する。</p> <p>著作権が法人又は非法人組織に帰属する場合、当該法人又は非法人組織が変更又は終了した後、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又は非法人組織が存在しない場合には、国が享有する。</p>
<p>第三節 権利の保護期間</p>	<p>第三節 権利の保護期間</p>
<p>第二十条 著作者の氏名表示権、改変権、及び同一性保持権の保護期間は制限を受けない。</p>	<p>第二十二条 著作者の氏名表示権、改変権、及び同一性保持権の保護期間は制限を受けない。</p>

<p>第二十一条 公民の著作物の公表権、本法第十条第一項第(五)号乃至第(十七)号に定める権利の保護期間は著作者の生涯及びその死亡後の50年とし、著作者の死亡の日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した著作者が死亡した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。</p> <p>法人又はその他の組織の著作物及び著作権(氏名表示権を除く)を法人又はその他の組織が享有する職務著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第(五)号乃至第(十七)号に定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p> <p>映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、並びに撮影された著作物にかかる公表権及び本法第十条第一項第(五)号乃至第(十七)号に定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p>	<p>第二十三条 自然人の著作物の公表権、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は著作者の生涯及びその死亡後の50年とし、著作者の死亡の日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。共同著作物の場合、最後に死亡した著作者が死亡した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。</p> <p>法人又は非法人組織の著作物及び著作権(氏名表示権を除く)を法人又は非法人組織が享有する職務著作物にかかる公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作が完了した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p> <p>視聴覚著作物にかかる公表権の保護期間は50年とし、著作物の創作が完了した日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保護期間は50年とし、著作物が最初に公表された日から起算して50年を経過した年の12月31日までとする。但し、著作物が創作完了後の50年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。</p>
<p>第四節 権利の制限</p>	<p>第四節 権利の制限</p>
<p>第二十二条 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ、著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>(一) 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用する場合。</p> <p>(二) ある著作物を紹介、評論、又はある問題</p>	<p>第二十四条 次の各号に掲げる状況において著作権を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名又は名称、及び著作物の名称を明示しなければならず、かつ、当該著作物の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、著作権者の合法的権利・利益を不適切に害してはならない。</p> <p>(一) 個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人に既に公表された著作物を使用する場合。</p>

を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合。

(三) ニュースを報道するために、新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアで既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合。

(四) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。但し、**著作者**が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。

(五) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。但し、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。

(六) 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。但し、それを出版又は発行してはならない。

(七) 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合。

(八) 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合。

(九) 既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演は公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わない場合。

(十) 室外公共の場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合。

(十一) 中国公民、法人又は**その他の組織**により既に公表済みの**漢言語**により創作された著作物を、少数民族の言語に翻訳し、国内で出版及び発行する場合。

(二) ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人に既に公表された著作物を適切に引用する場合。

(三) 報道するために、新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアで既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合。

(四) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、他の新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアにより既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合。但し、**著作権者**が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。

(五) 新聞、定期刊行物、ラジオ局、テレビ局等のメディアが、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合。但し、著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない。

(六) 学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳、**翻案、編集、再生**又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合。但し、それを出版又は発行してはならない。

(七) 国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合。

(八) 図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館、**文化館**等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合。

(九) 既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演は公衆から費用を徴収せず実演者にも報酬を支払わず、**かつ、営利を目的としない**場合。

(十) 公共の場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影又は録画する場合。

(十一) 中国の公民、法人又は**非法人組織**により既に公表済みの**国家通用言語文字**により創作

<p>(十二) 既に公表された著作物を、点字にして出版する場合。</p> <p>前項の規定は、出版者、実演者、録音録画製作者、ラジオ局・テレビ局に対する権利の制限に適用する。</p>	<p>された著作物を、少数民族の言語に翻訳し、国内で出版及び発行する場合。</p> <p>(十二) 既に公表された著作物を、読字障害を有する者が知覚可能な無障害方法により、読字障害を有する者に対して提供する場合。</p> <p>(十三) 法律、行政法規に規定されたその他の場合。</p> <p>前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。</p>
<p>第二十三条 9年制義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者が事前に使用を許諾しない旨を表明した場合を除き、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部又は短編著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物を編集することができる。但し、規定に基づき報酬を支払わなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>前項の規定は、出版者、実演者、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局に対する権利の制限に適用する。</p>	<p>第二十五条 義務教育及び国の教育計画を実施するために編纂出版される教科書には、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部若しくは短編の文字による著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物若しくはグラフィック著作物を編集することができる。但し、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。併せて著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。</p>
<p>第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約</p>	<p>第三章 著作権の使用許諾及び譲渡契約</p>
<p>第二十四条 他人の著作物を使用するにあたっては、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。</p> <p>使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 使用を許諾する権利の種類 (二) 使用を許諾する権利の専用使用権か非専用使用権かの区別 (三) 使用を許諾する地理的範囲、期間 (四) 報酬支払基準及び方法 (五) 違約責任 (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容 	<p>第二十六条 他人の著作物を使用するにあたっては、著作権者と使用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。</p> <p>使用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 使用を許諾する権利の種類 (二) 使用を許諾する権利の専用使用権か非専用使用権かの区別 (三) 使用を許諾する地理的範囲、期間 (四) 報酬支払基準及び方法 (五) 違約責任 (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容

<p>第二十五条 本法第十条第一項第(五)号乃至第(十七)号に定める権利の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。</p> <p>譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 著作物の名称 (二) 譲渡する権利の種類、地理的範囲 (三) 譲渡価額 (四) 譲渡額の支払日及び方法 (五) 違約責任 (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容 	<p>第二十七条 本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。</p> <p>譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 著作物の名称 (二) 譲渡する権利の種類、地理的範囲 (三) 譲渡額 (四) 譲渡額の支払日及び方法 (五) 違約責任 (六) 当事者双方が取り決めに要すると認めるその他の内容
<p>第二十六条 著作権を目的とする質権を設定する場合、質権設定者と質権者は国務院著作権行政管理部門に質権設定の登記手続きを行う。</p>	<p>第二十八条 著作権における財産権を目的とする質権を設定する場合、質権設定者と質権者は法により質権設定の登記手続きを行う。</p>
<p>第二十七条 使用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾、譲渡を明確にしていない権利について、著作権者の同意を得ずに、相手方当事者はこれを行使してはならない。</p>	<p>第二十九条 使用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾、譲渡を明確にしていない権利について、著作権者の同意を得ずに、相手方当事者はこれを行使してはならない。</p>
<p>第二十八条 著作物の使用報酬支払基準は当事者が取り決めることができ、国務院の著作権行政管理部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者間の取り決めが不明確な場合は、国務院の著作権行政管理部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。</p>	<p>第三十条 著作物の使用報酬支払基準は当事者が取り決めることができ、国家著作権主管部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払うこともできる。当事者間の取り決めが不明確な場合は、国家著作権主管部門が関係部門と共同で制定した報酬支払基準に基づき報酬を支払う。</p>
<p>第二十九条 出版者、実演者、録音録画製作者、ラジオ局・テレビ局等が、本法の関係規定に基づいて他人の著作物を使用する場合には、著作者の氏名表示権、改変権、同一性保持権及び報酬を受ける権利を侵害してはならない。</p>	<p>第三十一条 出版者、実演者、録音録画製作者、ラジオ局・テレビ局等が、本法の関係規定に基づいて他人の著作物を使用する場合には、著作者の氏名表示権、改変権、同一性保持権及び報酬を受ける権利を侵害してはならない。</p>
<p>第四章 出版、実演、録音録画、放送</p>	<p>第四章 著作隣接権</p>
<p>第一節 図書、刊行物の出版</p>	<p>第一節 図書、刊行物の出版</p>
<p>第三十条 図書出版者は図書を出版するにあたって、著作権者と出版契約を締結しなければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第三十二条 図書出版者は図書を出版するにあたって、著作権者と出版契約を締結しなければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第三十一条 図書出版者は、著作権者から出版用に渡された著作物について、契約により享有が</p>	<p>第三十三条 図書出版者は、著作権者から出版用に渡された著作物について、契約により享有が</p>

<p>取り決められた専用出版権に基づき本法による保護を受ける。その他の者は、当該著作物を出版してはならない。</p>	<p>取り決められた専用出版権に基づき本法による保護を受ける。その他の者は、当該著作物を出版してはならない。</p>
<p>第三十二条 著作権者は契約に取り決めた期限に従って著作物を引き渡さなければならない。図書出版者は契約に取り決めた出版の品質、期限に従い、図書を出版しなければならない。</p> <p>図書出版者が契約に取り決めた期限内に出版しない場合、本法第五十四条の規定に基づき民事責任を負わなければならない。</p> <p>図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。図書が完売した後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合に、著作権者は当該契約を終了させる権利を有する。</p>	<p>第三十四条 著作権者は契約に取り決めた期限に従って著作物を引き渡さなければならない。図書出版者は契約に取り決めた出版の品質、期限に従い、図書を出版しなければならない。</p> <p>図書出版者が契約に取り決めた期限内に出版しない場合、本法第六十一条の規定に基づき民事責任を負わなければならない。</p> <p>図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。図書が完売した後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合に、著作権者は当該契約を終了させる権利を有する。</p>
<p>第三十三条 著作権者は、新聞社・定期刊行物出版社に投稿する際に、原稿発送日から 15 日以内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかった場合、又は原稿発送日から 30 日以内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかった場合、同一の著作物を他の新聞社・定期刊行物出版社に投稿することができる。但し、当事者双方に別段の取り決めがある場合はこの限りでない。</p> <p>著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。但し、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第三十五条 著作権者は、新聞社・定期刊行物出版社に投稿する際に、原稿発送日から 15 日以内に新聞社の掲載決定通知を受領しなかった場合、又は原稿発送日から 30 日以内に定期刊行物出版社の掲載決定通知を受領しなかった場合、同一の著作物を他の新聞社・定期刊行物出版社に投稿することができる。但し、当事者双方に別段の取り決めがある場合はこの限りでない。</p> <p>著作物が掲載された後、著作権者が転載又は編集をしてはならない旨を表明している場合を除き、他の新聞・刊行物はこれを転載又はダイジェスト、若しくは資料として掲載することができる。但し、規定に基づき著作権者に報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第三十四条 図書出版者は、著作権者の許諾を受けて、著作物を改変又は要約することができる。</p> <p>新聞社・定期刊行物出版社は、著作物に対し文字上の改変及び要約を行うことができる。内容の改変については、著作者の許諾を得なければならない。</p>	<p>第三十六条 図書出版者は、著作権者の許諾を受けて、著作物を改変又は要約することができる。</p> <p>新聞社・定期刊行物出版社は、著作物に対し文字上の改変及び要約を行うことができる。内容の改変については、著作者の許諾を得なければならない。</p>

<p>第三十五条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集することによって生じた著作物を出版する場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理、編集した著作権者及び原著物の著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>	
<p>第三十六条 出版者は、その出版した図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用することを他人に許諾する、又は禁止する権利を有する。</p> <p>前項に定める権利の保護期間は10年とし、当該レイアウトデザインを使用する図書・定期刊行物が最初に出版された日から起算して10年を経過した年の12月31日までとする。</p>	<p>第三十七条 出版者は、その出版した図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用することを他人に許諾する、又は禁止する権利を有する。</p> <p>前項に定める権利の保護期間は10年とし、当該レイアウトデザインを使用する図書・定期刊行物が最初に出版された日から起算して10年を経過した年の12月31日までとする。</p>
<p>第二節 実演</p>	<p>第二節 実演</p>
<p>第三十七条 他人の著作物を利用して実演する場合、実演者(役者、演出事業単位)は著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。演出を行う事業者が演出を組織する場合、当該事業者は著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p> <p>既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することによって生じた著作物を利用して実演を行う場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原著物の著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第三十八条 他人の著作物を利用して実演する場合、実演者は著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。演出を行う事業者が演出を行う場合、当該事業者は著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第三十八条 実演者はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。</p> <p>(一) 実演者の身分を表示する権利</p> <p>(二) 実演イメージが歪曲されないよう保護する権利</p> <p>(三) 他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開中継することを許諾し、かつ、報酬を取得する権利</p> <p>(四) 他人が録音録画することを許諾し、かつ、報酬を取得する権利</p> <p>(五) 他人が、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行することを許諾し、かつ、報酬</p>	<p>第三十九条 実演者はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。</p> <p>(一) 実演者の身分を表示する権利</p> <p>(二) 実演イメージが歪曲されないよう保護する権利</p> <p>(三) 他人が現場から生放送及びその現場からの実演を公開送信することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利</p> <p>(四) 他人が録音録画することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利</p>

<p>を取得する権利</p> <p>(六) 他人が情報ネットワークを通じてその実演を公衆に伝達することを許諾し、かつ、報酬を取得する権利</p> <p>許諾を得た者は、前項第(三)号乃至第(六)号に定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>(五) 他人が、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行、貸与することを許諾し、かつ、報酬を取得する権利</p> <p>(六) 他人が情報ネットワークを通じてその実演を公衆に送信することを許諾し、かつ、報酬を受ける権利</p> <p>許諾を得た者は、前項第三号乃至第六号に定める方法により著作物を使用する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ、報酬を支払わなければならない。</p>
	<p>第四十条 実演者が所属する実演事業者の実演任務遂行のために行う実演は職務実演とし、実演者は身分を表示する権利と演出のイメージが歪曲されないように保護する権利を有し、その他の権利の帰属は、当事者間の取り決めによる。当事者間に取り決めがないか又は取り決めが不明確な場合、職務実演の権利は実演事業者が享有するものとする。</p> <p>職務実演の権利は実演者が享有する場合、実演事業者はその業務範囲内で当該実演を無償で使用するができる。</p>
<p>第三十九条 本法第三十八条第一項第(一)号、第(二)号に定める権利の保護期間は制限を受けない。</p> <p>本法第三十八条第一項第(三)号乃至第(六)号に定める権利の保護期間は50年とし、当該実演が発生した日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。</p>	<p>第四十一条 本法第三十九条第一項第一号、第二号に定める権利の保護期間は制限を受けない。</p> <p>本法第三十九条第一項第三号乃至第六号に定める権利の保護期間は50年とし、当該実演が発生した日から起算して50年が経過した年の12月31日までとする。</p>
<p>第三節 録音録画</p>	<p>第三節 録音録画</p>
<p>第四十条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ、報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音録画製作者が、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することで生じた著作物を利用する場合、著作物を翻案、翻訳、注釈、整理した著作権者及び原著作物の著作権者の許諾を得なければならず、かつ、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第四十二条 録音録画製作者が、他人の著作物を利用して録音録画製品を製作する場合、著作権者の許諾を得なければならず、かつ、報酬を支払わなければならない。</p> <p>録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。</p>

<p>い。</p> <p>録音製作者が、録音製品に合法的に収録されている他人の音楽の著作物を使用して録音製品を製作する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従い報酬を支払わなければならない。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。</p>	<p>い。著作権者が使用を許諾しない旨を表明している場合、これを使用してはならない。</p>
<p>第四十一条 録音録画製作者が録音録画製品を製作する場合は、実演者と契約を締結しなければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第四十三条 録音録画製作者が録音録画製品を製作する場合は、実演者と契約を締結しなければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第四十二条 録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、かつ、報酬を受ける権利を享有する。当該権利の保護期間は 50 年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。</p> <p>許諾を得た者は、録音録画製品について複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第四十四条 録音録画製作者は、その製作した録音録画製品に対して、他人に複製、発行、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を許諾し、かつ、報酬を受ける権利を享有する。当該権利の保護期間は 50 年とし、当該製品が最初に製作を完成した日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。</p> <p>許諾を得た者は、録音録画製品について複製、発行、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演者の許諾を同時に得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。許諾を得た者は、録音録画製品を貸与する場合、更に実演者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>
	<p>第四十五条 録音製品を有線又は無線の公開伝達に使用する場合、又は音声を送信する技術装置を介して公衆に公開送信する場合、録音製作者に報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第四節 ラジオ局・テレビ局の放送</p>	<p>第四節 ラジオ局・テレビ局の放送</p>
<p>第四十三条 ラジオ局・テレビ局は公表されていない他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p> <p>ラジオ局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第四十六条 ラジオ局・テレビ局は公表されていない他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p> <p>ラジオ局・テレビ局は、公表済みの他人の著作物を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、規定に従って報酬を支払わなければならない。</p>

<p>第四十四条 ラジオ局・テレビ局は出版済みの録音製品を放送する場合、著作権者の許諾を得ることを要しないが、報酬は支払わなければならない。当事者間に特段の定めがある場合はこの限りでない。これらの具体的な方法は国務院が規定する。</p>	
<p>第四十五条 ラジオ局・テレビ局は、その許諾を受けていない次の各号に掲げる行為の禁止権を有する。</p> <p>(一) それが発送したラジオ・テレビ番組を中継すること</p> <p>(二) それが発送したラジオ・テレビ番組を音楽、映像の媒体上に録音録画すること、及び当該録音映像媒体を複製すること</p> <p>前項に定める権利の保護期間は 50 年とし、当該ラジオ・テレビ番組が最初に放送された日から起算して 50 年が経過した年の 12 月 31 日までとする。</p>	<p>第四十七条 ラジオ局、テレビ局は、その許諾を受けていない次の各号に掲げる行為を禁止する権利を有する。</p> <p>(一) それが発送したラジオ、テレビ番組を有線又は無線で中継すること</p> <p>(二) それが発送したラジオ、テレビ番組を録音・録画、複製すること</p> <p>(三) それが発送したラジオ、テレビ番組を、情報ネットワークを通じて公衆に送信すること</p> <p>ラジオ局、テレビ局が前項に定める権利を行使するときは、他人による著作権又は著作隣接権の行使に影響を与えたり、それを制限したり侵害したりしてはならない。</p> <p>本条第一項に定める権利の保護期間は 50 年とし、当該ラジオ、テレビ番組が最初に放送された日から起算して 50 年を経過した年の 12 月 31 日までとする。</p>
<p>第四十六条 テレビ局が他人の映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、録画著作物を放送する場合は、製作者又は録画製作者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>	<p>第四十八条 テレビ局が他人の視聴覚著作物、録画著作物を放送する場合は、視聴覚著作物の著作権者又は録画製作者の許諾を得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。他人の録画著作物を放送する場合は、著作権者の許諾も得なければならない。かつ、報酬を支払わなければならない。</p>
<p>第五章 法律責任及び執行措置</p>	<p>第五章 著作権及び著作隣接権の保護</p>
	<p>第四十九条 著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的措置を採用することができる。</p> <p>権利者の許諾を得ずに、如何なる組織又は個人も技術的措置を故意に回避又は破壊してはならず、技術的措置の回避又は破壊を目的とする、関</p>

	<p>連の装置又は部品の製造、輸入、公衆に対する提供を行ってはならず、他人が技術的措置を回避又は破壊するために故意に技術サービスを提供してはならない。但し、法律、行政法規に回避を可能とする規定がある場合は、この限りではない。</p> <p>本法にいう技術的措置とは、権利者の許諾を得ずに著作物、実演、録音録画製品を閲覧、鑑賞し又は情報ネットワークを通じて著作物、実演、録音録画製品の有効な技術、装置又は部品を公衆に提供することを防止、制限するために使用されるものを指す。</p>
	<p>第五十条 次の各号に掲げる状況においては、技術的措置を回避することができる。但し、他人に対し技術的措置を回避する技術、装置又は部品を提供してはならず、著作権者が法により享受するその他の権利を侵害してはならない。</p> <p>(一) 学校の教室における授業又は科学研究のために、少量の既に公表された著作物を提供し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合で、当該著作物を正常なルートを通じて取得できない場合。</p> <p>(二) 営利目的ではなく、読字障害者が知覚可能な無障害方法で、当該障害者に対して既に公表された著作物を提供する場合であって、当該著作物が正常なルートを通じて取得できないとき。</p> <p>(三) 国家機関が行政・監察・司法手続きに基づいて公務を執行する場合。</p> <p>(四) コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能に対して測定を行う場合。</p> <p>(五) 暗号化又はコンピュータソフトウェアのリバース・エンジニアリングに関する研究を行う場合。</p> <p>前項の規定は、著作隣接権の制限に適用する。</p>
	<p>第五十一条 権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>(一) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権</p>

	<p>利管理情報を故意に削除又は変更すること。但し、技術的理由により削除又は変更を回避できない場合は、この限りではない。</p> <p>(二) 著作物、レイアウトデザイン、実演、録音・録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供すること。</p>
<p>第四十七条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に応じて侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合。</p> <p>(二) 共同著作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合。</p> <p>(三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合。</p> <p>(四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合。</p> <p>(五) 他人の著作物を盗用した場合。</p> <p>(六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、映画の撮影製作、及び映画の撮影製作に類する方法により著作物を使用した、又は翻案、翻訳、注釈等の方法により著作物を使用した場合。但し、本法に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>(七) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わなければならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合。</p> <p>(八) 映画著作物及び映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、或いは著作権隣接権の許諾を得ずに、その著作物若しくは録音録画製品を貸与した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書・定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合。</p> <p>(十) 実演者の許諾を得ずに、現場から生放送</p>	<p>第五十二条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に応じて侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を公表した場合。</p> <p>(二) 共同著作者の許諾を得ずに他人と共同で創作した著作物を自ら単独で創作した著作物として公表した場合。</p> <p>(三) 創作に参加せずに、個人の名誉と利益のために、他人の著作物に氏名を表示した場合。</p> <p>(四) 他人の著作物を歪曲、改ざんした場合。</p> <p>(五) 他人の著作物を盗用した場合。</p> <p>(六) 著作権者の許諾を得ずに、展示、視聴覚著作物の撮影製作方法により著作物を使用した、又は翻案、翻訳、注釈等により著作物を使用した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 他人の著作物を使用し、報酬を支払わなければならないにもかかわらず、それを支払わなかった場合。</p> <p>(八) 視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の著作権者、実演者又は録音録画製作者の許諾を得ずに、その著作物若しくは録音録画製品の原本、又は複製品を貸与した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(九) 出版者の許諾を得ずに、その出版された図書、定期刊行物のレイアウトデザインを使用した場合。</p>

<p>又は現場の実演を公開伝達した場合、又はその実演を収録した場合。</p> <p>(十一) その他著作権及び著作隣接権益の侵害行為。</p>	<p>(十) 実演者の許諾を得ずに、現場から生放送又は現場の実演を公開伝達した場合、又はその実演を収録した場合。</p> <p>(十一) その他著作権及び著作隣接権の侵害行為。</p>
<p>第四十八条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、情状により侵害の停止、影響の除去、謝罪、損害賠償等の民事責任を負わなければならない。同時に公共の利益を損害したものは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、破棄し、かつ、罰金に処することができる。情状が深刻な場合には、著作権行政管理部門は、更に主に権利侵害にかかる複製品の制作に用いられた材料、工具、設備等を没収することもできる。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。但し、本法に別段の規定がある場合はこの限りでない。</p> <p>(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。</p> <p>(三) 実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その制作した録音録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(五) 許諾を得ずにラジオ・テレビ番組を放送又は複製した場合。本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p>	<p>第五十三条 次の各号に掲げる権利侵害行為がある場合には、状況に応じて本法第五十二条に規定する民事責任を負わなければならない。権利侵害行為が同時に公共利益を損害した場合には、著作権を主管する部門が権利侵害行為の停止を命じ、警告を与え、違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品及び主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等を没収、無害化破棄処理し、違法経営額が 5 万元以上の場合、違法経営額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金を併科することができる。違法経営額がない場合、違法経営額の算出が困難である場合、又は違法経営額が 5 万元未満の場合、25 万元以下の罰金を併科することができる。犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。</p> <p>(一) 著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、発行、実演、上映、放送、編集し、情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(二) 他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合。</p> <p>(三) 実演者の許諾を得ずに、その実演が収録された録音録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(四) 録音録画製作者の許諾を得ずに、その制作した録音録画製品を複製、発行した、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p>

<p>(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、権利者がその著作物や録音録画製品等に採用している著作権又は著作隣接権を保護するための技術的措置を故意に回避し、又は破壊した場合。但し、法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物や録音録画製品等の権利管理のための電子情報を故意に削除又は変更した場合。法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。</p>	<p>(五) 許諾を得ずにラジオ、テレビ番組を放送し、複製し、又は情報ネットワークを通じて公衆に送信した場合。但し、本法に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(六) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、技術的措置を故意に回避し、又は破壊した場合、主に技術的措置の回避又は破壊に用いる装置若しくは部品を故意に製造、輸入、若しくは他人に供給した場合、又は技術的措置を回避若しくは破壊するための技術サービスを故意に他人に提供した場合。但し、法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(七) 著作権者又は著作隣接権者の許諾を得ずに、著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報を故意に削除又は変更した場合、著作物、レイアウトデザイン、実演、録音録画製品、又はラジオ、テレビ番組における権利管理情報が許諾を得ずに削除又は変更がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、公衆に提供した場合。但し、法律、行政法規に別段の規定がある場合は、この限りでない。</p> <p>(八) 他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合。</p>
<p>第四十九条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の違法所得に応じて損害賠償を行うことができる。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出も含まなければならない。</p> <p>権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得を確定することができないときは、人民法院は、侵害行為の情状により 50 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。</p>	<p>第五十四条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合、権利侵害者は権利者がこれにより受けた実質的損失又は権利侵害者の違法所得に基づいて損害賠償しなければならない。権利者の実質的損失や権利侵害者の違法所得の算出が困難であるときは、当該権利の使用料に応じて損害賠償を行うことができる。著作権又は著作隣接権を故意に侵害し、情状が深刻な場合は、上述の方法により確定された金額の1倍以上5倍以下の損害賠償を行うことができる。</p> <p>権利者の実質的損失、権利侵害者の違法所得、権利の使用料の算出が困難であるときは、人民法院は、侵害行為の情状により 500 元以上500 万元以下の損害賠償額を支払うべきとの判決を下す。</p>

	<p>賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含まなければならない。</p> <p>人民法院は賠償額を認定するにあたり、権利者が必要な立証責任を果たしたものの、権利侵害に関わる帳簿、資料等を主として権利侵害者が所持している場合、権利侵害者に権利侵害の行為に関わる帳簿、資料等の提出を命ずることができる。権利侵害者が提出を拒み、又は虚偽の帳簿、資料等を提出した場合、人民法院は権利者の主張及び提出した証拠を参考にして賠償額を認定することができる。</p> <p>人民法院は著作権紛争事件を審理するにあたり、権利者の請求に応じて、特殊な事情がある場合を除き、侵害複製品の廃棄を命じる。また、主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いる材料、工具、設備等について廃棄を命じ、かつ、補償を与えない。特殊な事情がある場合には、前記材料、工具、設備等の商業ルートへの参入を禁止し、かつ、補償を与えない。</p>
	<p>第五十五条 著作権を主管する部門は、著作権及び著作隣接権の侵害疑義行為を調査・処分するとき、関係当事者に聞き取り調査し、違法疑義行為に関わる状況を取り調べることに、当事者が違法疑義行為を行った場所又は物品について立入検査を実施すること、違法疑義行為に関わる契約書、領収書、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製することができ、また、違法疑義行為を行った場所と物品を差押え又は押収することができる。</p> <p>著作権を主管する部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者は助力・協力をしなければならない、これを拒み、又は妨害してはならない。</p>

<p>第五十条 著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利侵害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益を補填しがたい損害を被るおそれがある場合は、訴えを提起する前に、人民法院に關係行為の停止と財産保全命令の措置をとるよう請求することができる。</p> <p>人民法院が前項の請求を処理するにあたっては、「中華人民共和國民事訴訟法」第93条から第96条及び第99条の規定を適用する。</p>	<p>第五十六条 著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利の侵害行為、その権利実現の妨害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益に補填しがたい損害を被らせるおそれがある場合は、訴えを提起する前に、法に基づき、人民法院に財産保全、特定行為実施命令、特定行為禁止命令等の措置をとるよう請求することができる。</p>
<p>第五十一条 侵害行為を制止するに際し、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は、訴えを提起する前に、人民法院に証拠保全を請求することができる。</p> <p>人民法院は当該請求を受理した後、必ず48時間以内に裁定を下さなければならない。当該裁定が保全措置を採る場合は、直ちに執行を開始しなければならない。</p> <p>人民法院は申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しないときは、当該請求を却下する。</p> <p>人民法院が保全措置を採った後15日以内に、申請人が訴えを提起しないときは、人民法院は当該保全措置を解除しなければならない。</p>	<p>第五十七条 侵害行為を制止するために、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は、訴えを提起する前に法により、人民法院に証拠保全を請求することができる。</p>
<p>第五十二条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して違法所得、権利侵害にかかる複製品及び違法活動に用いられた財物を没収することができる。</p>	<p>第五十八条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して、違法所得、権利侵害にかかる複製品及び違法活動に用いられた財物を没収することができる。</p>
<p>第五十三条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授権されたものであることを証明できない場合、又は複製品の発行者或いは映画著作物、映画の撮影製作に類する方法により創作された著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合には、法的責任を負わなければならない。</p>	<p>第五十九条 複製品の出版者、製作者が、その出版、製作が合法的に授権されたものであることを証明できない場合、又は複製品の発行者或いは視聴覚著作物、コンピュータソフトウェア、録音録画製品の複製品の貸与者がその発行、貸与した複製品の合法的な入手ルートを証明できない場合には、法的責任を負わなければならない。</p>

	<p>訴訟手続において、被疑侵害者が権利侵害責任を負わないと主張する場合には、既に権利者の許諾を得ているか、又は、本法に定める権利者の許諾を得ずに使用できる状況を有することを証明するための証拠を提出しなければならない。</p>
<p>第五十四条 当事者が契約の義務を履行しない、又は契約義務の履行が約定条件に適合しない場合は、「中華人民共和國民法通則」「中華人民共和國契約法」等の関係法律の規定に従い、民事責任を負わなければならない。</p>	
<p>第五十五条 著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で合意した仲裁協議書又は著作権契約中の仲裁条項に基づき、仲裁機構に仲裁を請求することもできる。</p> <p>当事者が仲裁協議書を締結しておらず、著作権契約中に仲裁条項を定めていない場合は、直接人民法院に訴えを提起することができる。</p>	<p>第六十条 著作権紛争は調停を行うことができ、当事者間で合意した仲裁協議書又は著作権契約中の仲裁条項に基づき、仲裁機構に仲裁を請求することもできる。</p> <p>当事者が仲裁協議書を締結しておらず、著作権契約中に仲裁条項を定めていない場合は、直接人民法院に訴えを提起することができる。</p>
	<p>第六十一条 当事者が契約義務を履行しない、又は契約義務の履行が取り決め条件に適合しないことにより民事責任を負う場合、及び当事者が訴訟権利を行使し、保全を請求する場合は、関連法律の規定を適用する。</p>
<p>第五十六条 当事者は、行政処罰に不服がある場合、行政処罰に関する決定書を受領した日から3ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了しても訴えを提起せず、又は履行しない場合、著作権行政管理部門は人民法院に執行を請求することができる。</p>	
<p>第六章 附則</p>	<p>第六章 附則</p>
<p>第五十七条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。</p>	<p>第六十二条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。</p>
<p>第五十八条 本法第二条にいう出版とは著作物の複製及び発行を示す。</p>	<p>第六十三条 本法第二条にいう出版とは、著作物の複製及び発行を指す。</p>
<p>第五十九条 コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法については国务院により別途規定される。</p>	<p>第六十四条 コンピュータソフトウェア、情報ネットワーク伝達権の保護方法については国务院により別途規定される。</p>
	<p>第六十五条 撮影著作物の公表権は、本法第十条第一項第五号乃至第十七号に定める権利の保</p>

	<p>護期間が 2021 年 6 月 1 日前にすでに満了しているものの、本法第二十三条第一項の規定により、保護期間内にある場合、保護を受けない。</p>
<p>第六十条 本法に定める著作権者、出版者、実演者、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法に定める保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。</p> <p>本法施行前に発生した権利侵害又は違約行為は、権利侵害時又は違反行為の発生時の関連規定及び政策によって処理される。</p>	<p>第六十六条 本法に定める著作権者、出版者、実演者、録音録画製作者、ラジオ局、テレビ局の権利で、本法施行日に未だ本法に定める保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。</p> <p>本法施行前に発生した権利侵害又は違約行為は、権利侵害時又は違反行為の発生時の関連規定によって処理される。</p>
<p>第六十一条 本法は、1991 年 6 月 1 日より施行する。</p>	<p>第六十七条 本法は、1991 年 6 月 1 日より施行する。</p>

※本資料は、全国人民代表大会と中華人民共和国人民政府のウェブサイトの情報を基にジェトロが独自に作成したもので、仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

○全国人民代表大会ウェブサイト

<http://www.npc.gov.cn/npc/c30834/202011/848e73f58d4e4c5b82f69d25d46048c6.shtml>

○中華人民共和国人民政府ウェブサイト

http://www.gov.cn/flfg/2010-02/26/content_1544458.htm